

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長

鈴木 史朗

長崎市条例第 28 号

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 39 年長崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立桜馬場中学校の項及び長崎市立片淵中学校の項を削り、同表に次のように加える。

長崎市立桜坂中学校	長崎市片淵 3 丁目 2 2 番 2 2 号
分教室	長崎市魚の町 5 番 1 号

附 則

この条例は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。